

# 大阪医科薬科大学 大学院医学研究科研究生規程

(平成22年4月1日施行)

(目的)

**第1条** この規程は、大阪医科薬科大学大学院学則第30条第2項に定める研究生に関する取り扱いについて必要な事項を定める。

(位置付け)

**第2条** 研究生は、大阪医科薬科大学大学院（以下、「大学院」という。）医学研究科履修細則別表1に定める各コースの設置授業科目のうち、特定分野に関して研究活動を行うものとする。

(資格及び出願)

**第3条** 研究生として出願できる者の資格については、医学研究科研究生出願要項（以下、「出願要項」という。）に定める。研究生となることを希望する者は、希望する在籍開始月の2か月前の1日までに、出願要項に定める書類を学長に提出しなければならない。なお、出願要項に定める出願資格審査を必要とする者は、原則として希望する在籍開始月の3か月前の1日までに提出して出願資格認定審査を受けなければならない。

2 出願時において官公庁、企業、研究機関、病院等に在職中の者は、前項に掲げる書類のほか、勤務先機関長からの「研究承諾書」を提出しなければならない。

3 外国人（永住許可者等を除く。）においては、第1項並びに前項に掲げる書類に加えて、出願要項に掲げる書類を提出して出願資格認定審査を受けなければならない

(決定)

**第4条** 研究生の決定は、医学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

(在籍期間)

**第5条** 研究生の在籍期間は、在籍開始日より当該年度末までとする。ただし、臨時に研究生となることが許可される場合もある。

2 在籍期間は、許可を得てこれを更新することができる。

(手続料)

**第6条** 研究生となることが確定した場合には、所定の期日までに、手続料6万円、授業料年額60万円を納入するとともに、出願要項に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、更新手続の場合には手続料を要しない。

2 手続料及び授業料は、いかなる理由であっても返還しない。

(研究指導)

**第7条** 研究生に対する研究指導は、学長が委嘱した教授が担当する。

2 前項に係わらず、所属教室の教授から特に申し出があった場合には、教授以外の教員が研究指導を担当することができる。

**第8条** 研究生は、指導教授と当該授業担当者の承諾を得ることにより、学部又は大学院の授業に出席することができる。ただし、単位認定は行わない。

2 前項により出席する場合、実習等で別途費用がかかるものについては研究生本人の自弁とする。

**第9条** 研究生は、指導教授からの申し出により、当該施設管理責任者の承諾を得て本学施設及び設備を使用することができる。

(勤務先変更等)

**第10条** 研究生在籍期間中に新たに就職した者が引き続き研究生となる場合には、速やかに第3条第2項に定める書類を学長に提出しなければならない。

2 研究生在籍期間中に勤務先が変更となった場合には、勤務先変更届及び第3条第2項に定める書類を提出しなければならない。

(所属変更)

**第11条** 研究生が所属教室の変更を希望するときは、「研究生所属教室変更届」に両指導教授押印の上、医学研究科教授会の許可を得なければならない。

(辞 退)

**第12条** 研究生がその身分を辞退しようとするときは、指導教授の許可を得た後、医学研究科教授会の許可を得なければならない。

(特別研究生)

**第13条** 他の大学等との協定等に基づき研究生として受け入れる場合には、特別研究生として受け入れることができる。

2 特別研究生として受け入れる場合には、第3条に定める書類に加え、協定等に基づく必要書類を提出しなければならない。

3 特別研究生として許可された者は、第6条の適用を除外する。

4 その他、特別研究生の取り扱いは、研究生に準じることとする。

(報告書)

**第14条** 研究生は、在籍年度末の所定の期日までに当該研究年度に係る「研究成果報告書」を、指導教授を経て学長に提出しなければならない。

2 年度途中で研究生を辞退する場合には、辞退日までの研究成果について、前項の手順に従って「研究成果報告書」を提出しなければならない。

(証明書)

**第15条** 学長は、研究生又は研究生であった者からの願い出により、在籍期間証明書を交付することができる。

(除 籍)

**第16条** 研究生が次の各号のいずれかに該当した場合には、医学研究科教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 研究成果がないと認められるとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。
- (3) 研究生として不適当な行為があったとき。

(その他)

**第17条** この規程に定めるもののほか、その他必要な事項については大学院委員会の議を経て、医学研究科教授会が決定する。

(改 廃)

**第18条** この規程の改廃は、医学研究科教授会及び法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

なお、この規程の施行に伴い、大阪医科大学研究生に関する内規は平成22年3月31日をもって廃止する。

#### 附 則

この改正は、平成23年4月1日より施行する。

#### 附 則

この改正は、平成28年4月1日より施行する。

#### 附 則

この改正は、令和3年10月1日から施行する。